

## 別表3 専門部の職務分担

(事務局)

### 1. 総務部

- (1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項。
- (2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項。
- (3) 公印の管理に関する事項。
- (4) 本会が所有する機器、備品その他物品の整理、保管及び処分に関する事項。
- (5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項。
- (6) 協会及び本会が発行する刊行物の整理、保管に関する事項。
- (7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項。
- (8) 協会事務局及び中国ブロック理学療法士会等との連携に関する事項。
- (9) 入退会、休会等会員の取り扱いに関する事項。
- (10) 転出者、転入者の取り扱いに関する事項。
- (11) 会員の品位、その他賞罰に関する事項。
- (12) 会員名簿及び役(委)員名簿の整理、保管に関する事項。
- (13) 広島県補助金事業に関する事項。
- (14) 会員の親睦に関する事項。
- (15) 会員の慶弔に関する事項。
- (16) 保険制度などに関する事項。
- (17) その他会員の福利、厚生に関する事項。
- (18) その他各部に属さない会務に関する事項。

### 2. 財務部

- (1) 予算及び決算に関する事項。
- (2) 現金及び公金証書等の記録ならびに管理に関する事項。
- (3) 会費及び諸費の徴収、整理等に関する事項。
- (4) 旅費及び諸経費の支出、整理等に関する事項。
- (5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理ならびに管理に関する事項。
- (6) その他財務に関する事項。

### 3. 広報部

- (1) 会員に対する紙面ニュースの発行に関する事項。
- (2) 会員に対するインターネットによる情報の発信に関する事項。
- (3) インターネット関連サービスの管理に関する事項。
- (4) 求人情報の収集と公開に関する事項。
- (5) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とする広報誌、及びその他の刊行物の発行に関する事項。
- (6) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とするインターネットによる情報の発信に関する事項。
- (7) 会員外に対する理学療法の普及推進を目的とする催しに関する事項。

(生涯学習局)

### 1. 教育推進部

- (1) 生涯学習制度に関する相談や指導援助に関する事項。
- (2) 生涯学習制度以外での、会員の知識の啓発、技能の教授、人間性の涵養を図るための教育に関する事項。
- (3) 会員の交流に関する事項。

- (4) 臨床実習指導者に対する教育、指導及び援助に関する事項。
- (5) 研修会や交流会等における学習記録作成に関する事項。
- (6) 日本理学療法士協会との連携に関する事項。

## 2. 研修部

- (1) 生涯学習制度に準拠した、研修会や講習会等の開催に関する事項。
- (2) 会員の登録・認定・専門理学療法士取得状況の管理に関する事項。
- (3) 研修会等における学習記録作成に関する事項。
- (4) 日本理学療法士協会との連携に関する事項。

## 3. 学会部

- (1) 広島県理学療法士学会の開催に関する事項。
- (2) 理学療法の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発に関する事項。
- (3) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項。

## 4. 学術誌部

- (1) 「学術誌」の企画、編集および発行に関する事項。
- (2) 学術論文作成および投稿の推進とサポートを目的とする事業の企画、運営および管理に関する事項。

(職能局)

## 1. 社会保険部

- (1) 医療サービスに関する事項。
- (2) 医療動向の把握に関する事項。
- (3) 診療報酬に関する事項。
- (4) 医療動向や診療報酬の解釈等に関連した情報の提供に関する事項。
- (5) 医療保険の実態に関する事項。
- (6) その他医療保険に関する事項。
- (7) 介護サービスに関する事項。
- (8) 介護動向の把握に関する事項。
- (9) 介護報酬に関する事項。
- (10) 介護動向や介護報酬の解釈等に関連した情報の提供に関する事項。
- (11) 介護保険の実態に関する事項。
- (12) その他介護保険に関する事項。

## 2. 職域部

- (1) 会員の身分・待遇に関する事項。
- (2) 理学療法士の求人情報収集に関する事項。
- (3) 理学療法士の職域拡大に関する事項。
- (4) 理学療法士関連法規に関する事項。
- (5) リハビリテーション関係職種との連携に関する事項。医療関係団体等、他団体との交流促進に関する事項。
- (6) その他各部に属さない対外的な事項。

## 3. 福祉事業部

- (1) 高齢社会に対応した活動、調査、研究、援助ならびに協力等に関する事項。
- (2) 施設及び在宅高齢者等に対する指導、援助、協力等に関する事項。
- (3) 身体障害者(児)団体との連携、援助及び協力等に関する事項。
- (4) 地域におけるリハビリテーションの推進に関する事項。
- (5) その他保健福祉に関する事項。
- (6) 県民向け公開講座等の開催に関する事項。

(7) 理学療法士志望者への情報提供、説明会等の開催に関する事項。

(8) 災害発生時の支援活動に関する事項。

#### 4. 健康増進部

(1) 県民への健康啓発活動に関する事項。

(2) 理学療法士の立場からの疾病予防や健康増進のための調査、研究等に関する事項。

(3) 健康で健やかな生活を送るための啓発活動や研修会の開催、或いはリハビリテーション相談事業等に関する事項。

(4) 身体障害者(児)の運動やスポーツ活動、療育や就学、就業等社会参加促進のための指導、援助及び協力に関する事項。

#### (支部協議会)

(1) 市町の行政や職能団体との連携に関する事項。

(2) 施設間連絡会の設置及び開催に関する事項。

(3) 地域理学療法事業(啓発、社会貢献)の開催に関する事項。

(4) 登録理学療法士研修に関する事項。

(5) 支部における会員の親睦や交流に関する事項。